

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)37714649 FAX(03)29915367  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6ヵ月前納制

## 〈もくじ〉

■巻頭言	2
社会党の運動方針案を読む	2
資料1 国鉄清算事業団職員の再雇用問題に関する申し入れ(社会党)	3
資料2 社会党の「申し入れ」についてのJRR東の意見	3
資料3 国鉄清算事業団の理事長談話	3
資料4 解雇予告者数	5
資料5 解雇予告通知書	5
資料6 解雇予告に対する抗議声明(国労)	6
資料7 国鉄清算事業団職員の再雇用問題に関するお願い(党建協)	7
国鉄清算事業団で修正案受け入れ	8
——日教組第七一回臨時大会から——	8
すすむ地方・地域組織の再編成	10
——総評運動の財産 県評・地区労の解体の実態——	10
資料8 地方連合会の結成状況	13
資料9 県評の実態	13
資料10 地域組織の確立にむけて(連合)	14
◇ソ連・東欧問題を考える(一)◇	15
DDRの存続に暗雲	15
読者からのおたより	18
バブルの破裂	18
編集部だより	18

# 刊 旬 社 会 通 信

NO. 434

一九九〇年四月二一日

一九九〇年四月二一日発行  
(毎月一日・二一日・三回発行)

## ■ 巻頭言 ■

## 社会党の運動方針案を読んで

「政権を担う党へ」が、社会党の九〇年運動方針のメインスローガン。だが「政権をとる」の迫力を欠くというのが、運動方針案を読んでの印象だ。

フランスのミッテラン、スペインのゴンザレスの社会党は、政権をとる過程で共産党とも共闘、時の政権党を徹底的に批判。国民大衆の支持をうるため、大衆運動の高揚に全力をつくした。政権を得たあと、国民を犠牲にする政策を展開するのが、社会民主主義政党の万国共通の傾向だが……。

運動方針案を読んだかぎりでは、社会党は政府・自民党、独占、そして国民から見離された民社、公明にコピを売りすぎる。ソ連・東欧情勢からだろうが、「社会党は社会民主主義の党」（第一部、基本方針、第二号議案、規約改正に関する件）を強調するだけ。学者の空想的、観念的論文なら、これでも「優」となるのだろうが、国民の生活不安に直接応えなければならぬ野党第一党としては「落第点」もいところだ。

参院選、都議選、そして衆院選と社会党がなぜ「一人勝ち」できたのか。「ダメなもの」はダメ」との土井委員長長の指導性による。消費税、農業自由化、底なしの政治腐敗、大法の規制撤廃、そして「サラリーマン」には労働強化と通勤地獄、ふつてわいたような地価問題。人生八十年も健康であればこそ、不安はつきぬ。

ソ連・東欧諸国の動揺は資本主義世界に何をたらすか。競争戦の激化である。社会主義世界体制が確固としていた時代、資本主義世界は競争よりも協調にウエイトをおかざるをえなかった。資本主義間の競争は、ソ連を中心とする社会主義国に利を与えるものとなったからだ。だが現在はこちらが。日米構造協議でのアメリカの威丈高な態度をみよ。

自民党内にも「日米安保体制打破」を訴える人脈がつけられつつある。これまでの図式は日米安保体制反対⇨革新、賛成⇨保守だった。この構図も崩れかねないありさまだ。そのとき、社会党が運動方針案で「外交の継続性に立って日米安保条約ならびに日韓基本条約を維持するとともに、自衛隊は存続します」という。「時代遅れ」もいところだ。世界はまさに軍縮の時代。

「私たちは結党以来、平和憲法の精神と基調に基づき、平和・中立、非武装を理想としてきました。今日、世界の現実がそれに近づいてきているといえます」というなら、非武装・中立の社会党の基本理念をもっと高く揚げ、国民に呼びかけられないのか。一機百億円以上もする軍用機。これで医療機関が学校が保育園、幼稚園がいくつできることか。

国鉄清算事業団問題は、「平和」な——といっても自民党の支持基盤の動揺、株価、円、債権のトリプル安で幾分状況は変化の兆しをみせているが——日本にとって、憲法理念をめぐる最大の課題だ。国労組合員というただそれだけの理由で、七千人を超える国労の仲間が、JRへの採用を拒否され、三月二〇日には千五百八十二名の仲間が解雇を予告された。資本家ですら「国鉄みたいなやり方が通用するなら、だれでも儲けられる」と、不快感をかきさない。憲法を腫（ひとみ）のように大切に社会党なら、この問題を避けとおれないはずだ。だが、一言の言及もない。これはどうしたことか。

支配階級の階級支配、抑圧、搾取に苦悩する勤労国民を味方に引き入れないで、どうして政権を担う党になるうというのだろうか。

資料1 日本社会党（一九九〇年三月一九日）

### 国鉄清算事業団職員の再雇用問題に関する申し入れ

国鉄清算事業団職員の再就職促進法が、四月一日失効するにあたり、就職未内定者について以下の通り実施するよう申し入れる。

記

一、過般のJR各社への広域採用は公的部門などへの応募もあり、就職未定者が本州JR各社へ応募し切れなかった側面も考えられる。したがって、再度、広域再採用をおこなう、希望者は全員本州JR各社へ四月一日より採用すること。

二、退職希望者については、三月三十一日をもって、JR各社へ採用の上、同日付けをもって退職することとする。

三、二項によって退職する職員については、退職の条件など特段の配慮をおこなうこと。

一九九〇年三月一九日

日本社会党中央本部

中央執行委員長

土井たか子

JR対策特別委員長

田辺 誠

運輸大臣

大野 明殿

資料2 東日本旅客鉄道会社（一九九〇年三月一六日）

### 日本社会党の「申し入れ」についての当社の意見

I、申し入れ第一項「広域採用の再度の実施」について

一、清算事業団職員の雇用対策については、その解決無くしては国鉄改革の完遂も無いとの観点から、当社としても国鉄改革の当事者の一員としての責務を果たすべき問題であると認識してきたところである。

いわゆる追加採用に関しては、監督官庁の御指導を受け、昭和六三年八月と平成元年四月の二度にわたり、約一、三〇〇名の大量の採用を行っており、雇用対策業務に対する協力については、最大限の努力を傾注してきたと考えている。

さらに、平成元年一月の国鉄清算事業団職員雇用対策本部の決定を受け、まさに最後の追加採用として元年一二月に募集を開始し、去る三月七日に、辞退者を除く応募者全員にあたる二六名に対し採用内定を通知したところである。

二、前述したように、最後の追加採用として、去る三月七日、内定通知を出したばかりであり、本州のJRに雇用される希望のある者は既に出尽くしていると考えられる。したがって、たとえまた再度の募集を行っても雇用対策の実効という観点からは効果

的とは考えられない。

三、しかるに、三月三十一日の雇用対策終了を目前にした現段階において、関係者による「真に最後の、かつ最大限の努力」という観点から、仮に四月一日付けで広域再採用実施するとしたとしても、会社としては当然のことながら、これまでの三回にわたる採用と同様に、採用試験を実施し、面接も行ったうえで、それぞれの応募者が当社の社員として会社の命令に従い就業規則を遵守する意思があるか、についての確認を行ったうえで採用を決定するものであり、無条件に希望者全員を採用することは考えられない。

なお、採用手続きに充当しうる日数は限られており、募集期間は極めて短くなることが想定される。

四、三月一五日現在、国労は指名ストライキに突入しており、さらに三月一九日以降、大規模なストライキを計画している。このような状況下において、ストライキの圧力に屈するかのような形で採用行為を行うことは、会社としては甘受しえないところである。

また、身勝手な闘争を背景とした要求に屈することは、国鉄改革の完遂へ向けこれに協力し真面目に努力してきた大多数の社員の感情を無視するものであり、受け入れ難いものである。

## II、申し入れ第二項「J R各社に採用、即日退職」について

一、現在、昭和六十二年四月の採用問題をめぐって、中央労働委員会、地方労働委員会において不当労働行為案件が係争中であり、日本国有鉄道改革法第二三条に定める採用について争っているところであるが、会社側の主張は、国鉄とJ Rの一体性の否定であり、たとえ即日退職であっても、六十二年二月において国鉄の作成した採用候補者名簿に不登載の者をJ Rが採用することは、改革法の基本に抵触するものであり到底認められるべき性格のものではない。中央労働委員会等の事件に対する悪影響も想定され、会社としては容認しえない。

二、J R東日本エリアの事業団職員については、勤務成績が著しく不良等の理由により、六十二年二月時点で新会社に相応しくない者として、採用候補者名簿に登載しなかった者であり、これらの者に対し、たとえ即日退職とはいえ採用行為を行うことは、検討の余地が無いと言わなければならない。いわんや無条件で採用するなど論外であり、前述の改革法の基本に抵触することは明らかである。

三、事業団における三年間にわたる雇用対策業務の過程で約六、〇〇〇人もの退職者が出ており、これらの退職者についてJ R採用をしなかったにもかかわらず、最後まで再就職を決断しなかった者がJ Rに採用されるという扱いを受けることは、いわゆるゴネ得を許すものであり、著しく不公平である。

四、採用、即日退職という方法がいかなる形で確認されるかは不明であるが、雇用契約は一身専属性があり、このような方法が法的に有効なものとなりうるかについては疑義がある。仮に何らかの方法で実施したとしても、退職を拒否した者が生じた場合、会社がその者に対し解雇を命じうるかについての法的な根拠は存在しない。そもそも、「退職させるための採用」という行為が法的に有効なものとなりうるのかについて重大な疑義がある。

Ⅲ、申し入れ第三項「前項による退職者に対する退職金の上積み」について  
 そもそも、第二条を受け入れ難い以上、検討の余地は無い。

資料3 理事長談話（一九九〇年三月二〇日）

解雇予告者は一五八二人

清算事業団は、今日まで政府はじめ広く関係各方面の多大なご理解並びにご協力のもとに、職員の再就職対策に全力をあげて取り組んでまいりました。この結果、当初七、六二八人の再就職未定者のうち既に約八〇％にあたる六、〇四九人の各分野への再就職が決定するに至りました。

一方、再就職促進特別措置法が平成二年四月一日限り失効することに伴い、当事業団として雇用対策を終了するにあたり、今月九日には「雇用対策の終了時の取扱いについて」各組合に説明し、職員にも周知を図ってきたところであります。

昨日一九日までに辞職申請書を提出した未就職未定者は対象者一、五七九人のうち、一七三人でありました。この結果、本日未定者のうち一、四〇五人に解雇予告を行うこととします。これらの職員の中には今日に至っても地元J.Rへの就職のみにこだわり、我々のその他の就職あっせんを拒否している者がいることは誠に残念であります。

なお、再就職未定者のうち本人からの辞職申請手続きが遅れているものが一七六人あり、この場合も取扱い上は予告対象となるため、合わせると本日の解雇予告者は一、五八二人となりました。

しかし、以上の職員の中には今後再就職を決定していく職員がおり、さらに再就職未定者については辞職時に退職金のほかに一定の資金的上積み措置を予定しているので、三月三十一日までに辞職申請を行う職員が相当数あるものと見込まれ、その場合解雇予告は取消しとなるため四月一日の最終的な解雇者はこれを大幅に下回るものと考えているところです。

私としては、未だ再就職の決まっていない職員各位が再就職促進特別措置法の趣旨をよく理解し、早急に再就職への決断をされ辞職申請書を提出するよう強く希望するものであります。事業団としては法の失効までの残された一〇日間、さらに雇用対策に全力を投入していく所存であり、引き続き皆様のご理解をお願いする次第であります。

資料4 解雇予告者数（一九九〇年三月二〇日）

	未定者	内定者	合計
北海道	六九三人	一〇三人	七九六人
本州・四国	五六人	一〇人	六六人
九州	六五七人	六三人	七二〇人
計	一、四〇六人	一七六人	一、五八二人

## 資料5 解雇予告通知書

## 釧路第二雇用対策支所

日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法（昭和六一年法律第九一号）の失効に伴い、日本国有鉄道清算事業団就業規則第二二条第四号の規定により、平成二年四月一日限り解雇するの予告する。

解雇予告手当として、予告の翌日から平成二年四月一日までの日数を三〇日から差引いた日数分の平均賃金を平成二年三月三〇日（金）に支払う。

なお、この予告は事前通知を兼ねるものとする。

平成二年三月二〇日

日本国有鉄道清算事業団

釧路雇用対策支部長 喜井 昭

この通知の内容に苦情のある場合は、釧路地方簡易苦情処理会議に申告し、その解決を求めることができます。

但し、この場合は通知の日の翌日までに申告しなければなりません。

## 資料6 解雇予告に対する抗議声明（国労、一九九〇・三・二〇）

国鉄労働組合は、国鉄清算事業団から三月九日に突如として行なわれた「雇用対策の終了時の取扱いについて」と称した解雇を含む退職強要の提案に対し嚴重に抗議をしつつ、その撤回を求め団体交渉を重ねてきた。

しかし、清算事業団当局は、「提案内容を一切変える気はない」という回答を繰り返すのみであり、団体交渉中であるにもかかわらず、提案の内容を強行実施してきた。

このような暴挙は断じて許せない。

JRへの採用差別を受けた国鉄職員は、「清算事業団法」により清算事業団職員となり「特別措置法」により再就職を必要とする職員に指定されている。「特別措置法」が四月一日で失効するにしても「清算事業団法」によってその身分は定められている。このことについては、杉浦理事長自らが国会の場で同趣旨の答弁をしている。

「一人も路頭に迷わせない」「組合所属による差別はしない」という政府の公約や衆・参両議院における附帯決議が行なわれ、さらにこの間、採用差別事件について全国の労働委員会から救済命令が出されてきた。そして現在、中労委の場における解決が追求されているさ中である。

こうした経緯を無視し、就業規則によって解雇予告をするなどということは断じて許さ

れるものではない。  
われわれは、清算事業団当局の暴挙に満身の怒りを込め厳重に抗議するとともに、不当解雇を許さず、労働委員会命令にもとづいた速やかな全面解決の実現をめざし、断固として闘いぬくものである。

資料7 党建協(一九九〇年三月二二日)

## 国鉄清算事業団職員の再雇用問題に関するお願い

連日のご活躍に心から敬意を表します。

さて国鉄清算事業団の再就職促進法が、四月一日に失効しようとしていますが、憲法人権を何よりも大切にすべきわが党は、つぎの観点で、政府等に改めて申入れ、取り組みを強化してくださるよう、是非お願いいたします。

記

- 一、国労が全国の地方労働委員会に救済を申し立てた不当労働行為事件については、すべてその申立てを認める救済命令が出されています。(地労委七三六命令、中労委一命令)
- 地労委命令等を即時完全実施させることは、労働委員会制度からして当然のことであり、これは今後の日本の労働者の権利と民主主義にかかわる重大な問題であります。
- 二、J R北海道とJ R九州は、この三月の退職等により、それぞれ約七〇〇人の欠員が生まれています。少なくともここは当然に清算事業団職員が優先的にあてられるべきであります。
- 三、党は、これまでの取り組みの上に、この重要な課題の実現にも全力を上げてくださるよう、お願いいたします。

日本社会党中央執行委員長

土井たか子様

## バブルの破裂

「狂」とは幕末維新の英傑、東行こと高杉晋作の好んだ言葉。世相は「狂」、世紀末を思わせる。拝金主義と錬金術に政府、自民党、銀行・証券・産業界が現つをぬかす。

まず政府。時価四万円の金貨を十万円で販売。発行枚数は一千万枚だから六千億円の儲け。痛いシッペ返しに政府を見舞ったことは周知の事実。その前はN T T株。額面五万円が百九十万、二百五十五万、百九十万円に大化け。発行株式は五百四十万株。創業者利得はざっと十兆円。株価は二月二六日現在、百三十万だから、百六十一万人もの個人株主は泣き面に蜂。

ササマジキものは土地価格と株式市場。経企庁の試算では、日本の土地価格総額はなんと一千八百八十兆円、米国のそれは四百四十兆円。なんと四回も米国が買える! 「狂気の沙汰」という以外あるまい。

「狂気」は続く。自民大勝で株価上昇と思いきや、二月十九日から一ヶ月で約六千円の暴落。予算の一・五倍もの百十兆円が夢と消えた。ちなみにG N Pは約四百兆円。株式の時価総額は四百七十兆円(三月二十七日現在)。

政治が一度むけはじめたのと同様、経済の異常ぶりにもメスが入りはじめたようだ。

## 国鉄清算事業団で修正案受け入れ

——日教組第七一回臨時大会から——

### 一六県、高教組の加盟を承認

全国各県で激しい組織合戦が続いている日教組は、三月四日東京社会文化会館で第七一回臨時大会を開き、新たに再建された一六県、高教組の加盟を承認した。大会後の一〇日には奈良県教組が再建されたので、これによって四七都道府県のすべてに日教組の旗が立つことになった。新加盟組織は次の通り。

広島私教連、兵庫高、埼玉高、埼玉高、山口、青森、島根、愛媛、高知、和歌山、香川、愛知高、大阪高、岐阜、京都、私学部

一六組織の人員は約八、〇〇〇名。これに昨年一二月臨時大会で加盟した東京六、五〇〇人、大阪二〇、〇〇〇人を加えると三万四五〇〇人を全教から奪還したことになる。しかし全教側も北海道をはじめ各県で新組織結成をすすめているので、なお組織合戦は続くものとみなければならぬ。日教組本部は約五〇万を維持、日教組から分裂した全教は一〇万程度（公称一八万人）とみている。

### 日教組議員団は三六名

大会は新加盟承認のあと福田委員長が挨拶に立ち、さきの衆議院選挙で組織内推薦候補二一名のうち一八名が当選したことについて、「三名の惜敗は悔いが残るが、しかし全教による組織分裂が熾烈で、困難な組織状況にあつただけに、一八名の日政連候補の当選は全国の間際に大きな励ましになった」と強調。「野党第一党の社会党の責任は大きく、選挙前に合意形成できなかった国民連合政権の実現のために、社会党の指導性を十二分に發揮されるよう強く期待する」と述べ、併せて衆参両院三六名の日政連議員団と密接な連絡をとり合い、国会闘争を強め、日教組運動の前進をはかること。選挙闘争の教訓をふまえ、全組合員に対して、日政連候補擁立の意義や、政治と教育のかかわりなど、政治学習をいっそう強化し、選挙闘争に積極的に参加できる態勢をつくることなど、全教との違いを鮮明にしつつ、今後の日教組運動の自信を表明した。

なにしろ衆参両院副議長、社会党書記長の要職を日政連議員でかため、三六名の議員団をかかえる日教組である。日の丸、君が代の強制をはじめ教育行政の反動化に毅然とした対応が求められよう。

### 修正案は三九本

しかし提案された九〇春闘を中心とする当面の闘争方針は、連合加盟後の日教組運動の後退をますます明白にしている。臨教審路線（答申）反対という基本姿勢がだんだんあいまいになり、このため改悪学習指導要領撤廃、初任者研修制度撤廃の表明が消えてしまった。九〇春闘についても「九〇春闘（九〇春季生活闘争）の推進」「大幅賃金引上げ（積極的賃金引上げ）」など、わざわざ（ ）内に連合方針を併記している。これほどまでに連合に追従しなければならないのか、という思いが、三九本の修正案となって提出された。



修正案のうち注目されたのは国鉄闘争の支援、連帯である。討論で福岡、福島、千葉高が「自らの闘いとして共闘を拡大せよ」と主張。とくに千葉高横堀代議員は「労働運動の原則にかかわる問題である。子供の人権条約の批准にとりくむ日教組が、口を閉ざして沈黙しているのは恥づかしいことだ。本部は『承知している』というが、一体どれだけの運動をやってきたのか。当面、何をやるのか、独自のカンパ、署名活動はやれるだろう。全労働者の課題として取り組み」と迫った。

修正案は「J・R労働者（清算事業団）に対する首切り、不当労働行為に反対するたたかいを全労働者の課題として位置づけ、国会付帯決議と地労委命令を守らせる運動を強化する」を起項するというもので、これは次の一九組織の共同提案となっている。

千葉高、北海道、宮城、福島、山形高、秋田、大分、佐賀、福岡、神奈川高、東京高、石川、鳥取高、大分高、福岡高、宮崎、宮崎高、長崎、鹿児島

採決すれば多数で可決は明らかであるため、本部はこれを受入れざるをえなかった。

この他、本部が受入れた修正案は次の通り、

○「天皇の代替りにともなう天皇の元首化、神格化の動きに反対する取り組みを強める」大分。

○「初任者研修制度については、撤廃を目標に……」北海道、宮城、佐賀

○「臨教審路線に反対し、その具体化攻撃を許さず、職場導入を阻止するため①改悪学習指導要領に反対し、学校五日制をめざした教育課程の自主編成のとりくみを強化、②改悪学習指導要領の撤回を要求し、日の丸、君が代の強制排除の闘い……」北海道、宮城、佐賀

○「日の丸、君が代、元号を強制する職務命令を出させないとりくみを強化し、あくまでも強制排除の闘いを全国連帯を強めて展開する」北海道、宮城

なお組織問題に関し、全教との対決を強調した原案の削除を愛知・名古屋高・宮城などが求めたが少数否決。九〇春闘での「全教・全労連、九〇国民春闘共闘委員会の中央・地域の大衆行動不参加体制の確立」のうち、国民春闘共闘委の削除を求めた東京高の修正案も少数否決となった。

決定された九〇春闘方針は、賃上げ三万円（九・六％）以上、文部省、人事院回答指定日四月中旬、ヤマ場の四月中旬には公務員共闘の提起するストライキを含む統一闘争に参加するとしている。

### 修正案実現が再生日教組の試金石

大会で国鉄闘争との共闘が決定されたことは重要な意義をもつ。連合の中央執行委員会（3・15）でも久保都市交委員長が清算事業団労働者の解雇について「連合としての見解を明らかにすべきだ」と本部の態度を正したのに対し、山岸会長は「何よりも連合内の団結を大事にし、構成組織のJ・R総連、鉄産総連の意見を聞く、会長、事務局長に預けてもらいたい。労労問題もあり、これ以上踏みこんで議論すると、連合内で亀裂も生じかねない。中労委で問題が起されれば連合としての見解をまとめた」と集約している。

こういう連合の中での日教組の大会決定である。この決定を執行部がどのように忠実に実行していくか再生日教組の試金石となろう。日教組の変質を許さないためには、共同修正案にみられる横のつながりを強めることが求められる。独自の教育課題と地域の共闘課題を結びつけた積極的な地域闘争への参加が重要だろう。

## すすむ地方・地域組織の再編成

——総評運動の財産Ⅱ県評・地区労の解体の実態——

昨年一月二四日の連合岐阜の結成を皮切りに、地方連合の結成（それは同時に総評の財産と言われた地県評の解体でもある）が急ピッチですすめられ、八九年の年末までには三〇都府県での結成が完了した。しかし、残る一七道府県のうち、栃木、長崎の両県はその日程すら未定にとどまっておき、連合本部は「本年三月末までには、四七都道府県において『地方連合会』を結成する」との既定方針にそって、三月中に組織化を完了させようとやっきになっている。

専従者も会費も大幅減少——運動は質量とも低下

県評を吸収合併した地方連合が、今後名実ともに地方レベルの労働運動のセンターになりうるかどうか。その判断のポイントは、最終的には、地方連合の専従役員・オルグ・書記の数と、その活動を支える財政力にかかっている。二月一日に開かれた連合の第一回地方連合会代表者会議に配布された〈資料1〉と、総評組織局作成による県評組織実態一覧表（八九年）〈資料2〉を対比してみると、県評と民間地方連合（旧地方同盟を含む）の合体した新しい官民統一の地方連合であるにもかかわらず、専従者数、会費とも半減していることが明らかにされる。

二月一日に明らかにされた三二都府県連合と、これに対応する県評の実態は次の通りである。

専従者数	県評	地方連合
五人以下	一	九
六一〇人	一八	一九
一一二〇人	一一	三
二二人以上	二	一
〈総 数〉	〈三五九人〉	〈一七二人〉

右にみるように、三二都府県評のうち専従者五人以下の県評は一（和歌山）にすぎなかったのが、九地方連合にまで増大し、六一〇人の地方組織は、県評が一八あったのに対し、これを吸収したはずの地方連合になっても、一つ増えただけの一九にとどまっている。さらに、一一二〇人のいわゆるニケタの専従者を擁していた一一県評は、わずか三地方連合に減少してしまっている。

県評は民間連合と統一するに当って、県評センターを別に設立した。当然そちらにも専従者を配置しなければならない。従って県評の専従者分布は少ない方に移行するのだが、これを補う相手側（民間連合、旧地方同盟）は極度に専従体制が弱体だという実態をこれは反映している。

結論的に言えば、ローカルセンターとしての地方連合は、その専従体制において従来の県評よりはるかに弱体なものになり下ったということである。そのことは、地方連合の財

政力からも実証できる。

総評系県評はローカルセンターの主力として、競合する地方同盟よりはるかに高額の会費を徴収していた（長崎、宮崎などは月額五〇〇円以上）のだが、新しい地方連合会費の最高額は青森、岩手の二〇〇円どまり（長崎は一〇〇円の予定）である。

各県評は従来の会費額から地方連合会費を差し引いた分で、県評センターの運営に当てていくことになる。県評センターの活動を従来のレベルにより近く残そうとすればする程、地方連合会費は低く抑えておきたい。しかし、ローカルセンターとしての公的地位は県評から地方連合に移行し、労働運動次元の闘争目標は地方連合の機関決定によってすめられるのであって、県評センターは労働運動のローカルセンターの任務をすでに解かれてしまっているのである（地方連合に継承できない諸活動を県評センターは担うことになっていく。具体的には平和運動、住民運動、政治活動などに限られ、少数の県評で争議指導が残されることになる）。県評センターを従来の地県評と同質の指導センターとして残そうとする善意の努力は、地方連合と競合し、あるいは対立を呼ぶことになる。これはまさに今回の労戦統一の基本的矛盾と言つてよい。

いずれにせよ、新しい地方連合の会費は県評の従来の会費の半分以上に切り下げられている。前にもふれた三二都府県の県評会費の平均額は二二四円。これに対応する三二地方連合の新会費の平均は九九円にすぎない。

会費の減額を補うものは当然組織人員の増加である。この三二都府県の県評加盟人員は三一万三、三〇〇人であったのに対し、新地方連合の組織人員は四五六万八、三六六人である。

県評会費平均二二四円が地方連合会費平均九九円に、即ち四四%へと半減したのに対し、組織人員は一・四倍したにすぎない。統一によって組織人員が増加したと言つても、これでは、従来の県評財政規模以下にしかならないのである（サバ読みの幅で若干の変化はあつても、大勢に影響はないだろう）。

地域労働運動は間違いなく、質的にも量的にも低下せざるをえないことになる。

### 連合、地域組織再編成に着手

新しく官民を統一した地方連合組織が、具体的な運動体としての力量を試されるのは、二月の総選挙と九〇春闘であろう。総選挙に対しては連合本部が意図した「連合型候補」の大量擁立が不成立に終り、わずかに四人の候補が連合の支持をうけて総選挙を闘ったにすぎず、その結果は、当選は一人にとどまった。従つて昨年の参議院選挙の成功のような政局への影響は殆んど期待できないと言つてよいだろう。とくに、地域労働運動の実践部隊である地域組織は、総評・社会党ブロック―地区労、同盟・民社党ブロック―地区同盟に整理されており、連合本部の政治的意図は簡単に実現する状況にはない。

従つて、総選挙終了後、具体的に動きはじめる九〇春闘へのとりくみと同時に、連合は地域組織の再編成にむけて、「地域組織の結成は、地方組織結成後、遅くとも一年以内に結成する」との既定方針をふまえ、新たに「地域組織の結成は、すべての地方連合会とも遅くとも一九九一年二月を目途に完了する」（89・12・14、連合第一会中執委）との方針

を決定し、傘下地方連合組織に指示文書をおろした(12・15、資料3)。

同文書は、地域組織の結成にむけた取りくみを早急にすすめるため、地方連合会内に「地域組織確立委員会」を設置して、六月末を目途に①地協の設置単位と構成、②運営要綱、③役員の種類と定数、④事務局体制、⑤財政(会費)などについて結論をうるよう要請している。いよいよ、総評運動の第一線部隊であった地区労の解体とこれをめぐる主導権争い―解体を阻止しうるか、分裂か―が、今後一年間にわたって展開されることになる。

#### 反独占の地域運動はなくなる

地域再編の最大の課題は、第一に、旧総評系地区労(一、三六五カ所)と旧地区同盟(五三〇カ所)の地域的調整をどうつけるか、第二に、全労連系勢力による地区労乗っとり(あるいは分裂)にどう対処するか、第三に、産業別無所属組合(地区労のみ加盟組合)の取扱いをどうするか、第四に、財政規模と専従オルグ配置の問題等であろう。

①一、三六五ある総評系地区労に、五三〇の地区同盟が分散参加することは考えられない。同盟系の主導権が失われるからだ。結局、各県毎に、県連合、県評センター、県友愛会議の間の話し合いで、地区労と地区同盟数の中間を採って、地区労数を縮小し、広域統合する形をとるだろうと予測される。すでに話合いの完了した青森県では、旧県評の七地方労・五三地区労を地区同盟の六にすり寄せて、六地協を結成させたという。秋田の地区労五一対地区同盟八、福島と同六〇対一八、山梨の同四六対一〇、兵庫の同四二対一一、福岡の同三〇対八など、全国で圧倒的組織数と活動量を誇ってきた総評系地区労運動は解体・統合の中で、地域に密着した活動力を失い、オルグの首を切り、連合中央から指示された活動だけに細々と取組んでいくことになるのは明らかだ。

②すでに全労連系が地区労機関をにぎる都市部の地区労では、大会等で上部団体を県全労連とする決議を行い、強引に地区労を乗っ取る動きが出ている。これに反発する連合系下部組織は地区労を脱退するか、第二地区労を作る方向をとっている。一方で、地区労活動を良心的にすすめようとする活動家は、「地区労の統一を守り、分裂を阻止する」ために頑張っている。地区労は様々な理由で全国産別に参加しえない無所属組合をも重要な構成要素として抱え込みつつ、地域の共通する要求と課題を大事にして、地域の全ての組合が自主的に共同行動を組んできたのであり、地区労の分裂を阻止することは何より重要な課題である。

連合は「二年以内に産別加盟を約束することを条件に、無所属組合の県連合への参加を認める」方針を打ち出しているが、重要なことは単組の産別選択の自由と地域共闘への参加の権利を保障することであろう。

③総評の地域運動を誇りとし、春闘、争議指導、住民運動、政治活動に長い経験をもつ約二四〇人の総評地方オルグは、総評の財政保障が消滅したためすでに多く退職に追い込まれた。次は、地区労オルグがその思想傾向によって選別され、地域運動から排除されていく危険性が強い。連合に地域運動の強化を求める方が間違っているのである。大企業労組を中心とした連合の運動は、企業利益の追求に協力することであって、反独占の闘いに未組織労働者を含めて労働運動を高揚させることではないことは明らかなのである。

〔月刊ろうけん〕九〇年二月

資料8  
地方連合会の結成状況

(二月三十一日現在)

連地 合会方	結成 日	者專 数従	会 費	組構 織成 数	組 織 人 員	者專 数従	会 費	組 織 人 員
北海道	一九九〇・二・一	6人	一〇〇円	30	四七、五八八	6人	三〇〇円	三六、〇〇〇
青森	一九九〇・二・三	6人	一〇〇円	43	六、五三一	11人	三〇〇円	五一、六〇〇
岩手	一九九〇・二・二	7人	八〇円	41	七三、九四四	7人	三〇〇円	三六、〇〇〇
秋田	一九九〇・二・二	5人	一〇〇円	10	一八、五九四	10人	四〇〇円	五一、〇〇〇
山形	一九九〇・二・三	6人	一〇〇円	11	六、五三一	13人	四〇〇円	五一、〇〇〇
宮城	一九九〇・二・一	7人	一五〇円	44	一八、五九四	10人	三〇〇円	五一、〇〇〇
福島	一九九〇・二・三	10人	一八〇円	30	三〇、八二二	3人	三〇〇円	五一、〇〇〇
茨城	一九九〇・二・四	5人	一〇〇円	19	一八、五九四	7人	三〇〇円	五一、〇〇〇
栃木	一九九〇・二・三	9人	七〇円	44	一四、七二二	10人	二〇〇円	五一、〇〇〇
群馬	一九九〇・二・三	4人	五〇円	10	一七、〇九九	7人	三〇〇円	五一、〇〇〇
埼玉	一九九〇・二・六	7人	五〇円	10	一七、〇九九	10人	一五〇円	三一、〇〇〇
千葉	一九九〇・二・六	4人	五〇円	10	一七、〇九九	10人	一五〇円	三一、〇〇〇
東京	一九九〇・二・六	20人	四〇円	62	一七、〇九九	10人	一八〇円	三九、〇〇〇
神奈川	一九九〇・二・〇	7人	四〇円	47	六七、三六八	17人	八〇〇円	六〇、〇〇〇
山梨	一九九〇・三・二	5人	一五〇円	35	三九、九九一	6人	一五〇円	二四、〇〇〇
長野	一九九〇・一・二六	7人	五〇円	13	二七、一〇七	13人	一五〇円	二七、八〇〇
静岡	一九九〇・二・三	15人	六〇円	16	五〇、〇九九	16人	一四〇円	一四、〇〇〇
愛知	一九九〇・二・二	5人	六〇円	18	一〇、九七五	10人	一五〇円	二〇、〇〇〇
岐阜	一九九〇・二・二	9人	六〇円	10	一〇、九七五	7人	一四〇円	一五、〇〇〇
三重	一九九〇・三・一	7人	六〇円	10	一〇、九七五	10人	一四〇円	一五、〇〇〇
滋賀	一九九〇・二・二	8人	一四〇円	36	五、七〇〇	7人	二六〇円	三、〇〇〇
京都	一九九〇・二・九	6人	一四〇円	42	七、〇六七	10人	三〇〇円	五、〇〇〇
奈良	一九九〇・二・三	3人	八〇円	40	八、六六七	8人	三〇〇円	五、〇〇〇
和歌山	一九九〇・三・二	2人	六〇円	58	四、八二二	5人	一七〇円	一八、〇〇〇
大阪	一九九〇・三・三	9人	五〇円	27	五二、五九九	27人	九〇円	三六、〇〇〇
兵庫	一九九〇・三・三	20人	五〇円	10	二五、九七七	10人	九〇円	一六、〇〇〇
鳥取	一九九〇・二・二	9人	六〇円	13	一五、五七七	7人	一八〇円	三、〇〇〇
島根	一九九〇・一・二六	6人	八〇円	7	一五、五七七	13人	一八〇円	三、〇〇〇
岡山	一九九〇・一・三	6人	八〇円	10	一五、五七七	10人	一八〇円	三、〇〇〇
広島	一九九〇・一・三	6人	八〇円	13	一五、五七七	7人	一八〇円	三、〇〇〇
山口	一九九〇・一・二六	6人	八〇円	7	一五、五七七	10人	一八〇円	三、〇〇〇
香川	一九九〇・三・四	3人	一四〇円	44	八七、六九二	9人	一〇〇円	九、〇〇〇
徳島	一九九〇・三・四	4人	一四〇円	42	三三、三三〇	8人	二〇〇円	四、〇〇〇
高知	一九九〇・二・一〇	3人	一五〇円	30	三三、三三〇	8人	二〇〇円	四、〇〇〇
愛媛	一九九〇・二・一〇	4人	一五〇円	44	三三、三三〇	8人	二〇〇円	四、〇〇〇
福岡	一九九〇・二・一〇	6人	一五〇円	19	三〇、八二二	7人	一九〇円	三、〇〇〇
佐賀	一九九〇・二・一〇	14人	六〇円	51	一八、五九四	19人	二七〇円	八、〇〇〇
熊本	一九九〇・二・一〇	7人	六〇円	44	一八、五九四	3人	二七〇円	八、〇〇〇
大分	一九九〇・二・一〇	7人	六〇円	19	一八、五九四	11人	三〇〇円	二七、〇〇〇
宮崎	一九九〇・二・一〇	6人	八〇円	10	一八、五九四	10人	三〇〇円	二七、〇〇〇
鹿児島	一九九〇・二・一〇	6人	八〇円	11	一八、五九四	10人	三〇〇円	二七、〇〇〇
沖縄	一九九〇・二・一〇	6人	一〇〇円	30	四七、五八八	6人	三〇〇円	三六、〇〇〇

資料9  
県評の実態

(一九八八年、総評組織局)

## 資料10 地域組織の確立にむけて（連合、八九年十二月十五日）

新しい「連合」の地方組織、「地方連合会」は「連合岐阜」を皮切りに年内三〇都道府県で確立される予定です。また、残る一七県においても、栃木、長崎の両県は現段階未定ですが、一九九〇年三月を目前に確立されると考えます。

「連合」が構成組織とその組合員はもちろん、未組織労働者を含む勤労国民の期待に答え、運動を着実に前進させるためには「地方連合会」はいうにおよはず、「地域組織」にいたるまでの組織体制が、全国的に確立されることが不可欠です。

この立場から、第一回中央執行委員会（一九八九・一二・一四）は、各地方組織が「地方連合会」結成のため努力されていることに敬意を表するとともに、

①明年三月までには、四七都道府県において「地方連合会」を結成する。

②第一六回首脳会談で合意した「地域組織の結成は、地方組織結成後遅くとも一年以内に結成する」

の二点を再確認し、「地域組織」結成にむけた手順等について、以下のとおり決定しました。したがって、「地方連合会」結成と一九九〇年春季生活闘争準備をはじめ、当面直ちに取り組む課題が多いなかで、大変だと思いますが、以下により「地域組織」確立にむけた取り組みを進められるよう要請します。

## 記

一、「地域組織」の結成は、すべての地方連合会とも遅くとも一九九一年二月を目前に完了する。

二、そのため、「地方連合会」内に「地域組織確立委員会」を設置する。

確立委員会の構成は、地方連合会に委ねる。

三、確立委員会の課題は、

首脳会談の合意事項および地方組織の規約基準を前提に、

(1) 地協の設置単位と構成

(2) 運営要綱

(3) 役員の種類と定数

(4) 事務局体制……（事務局の場所と窓口）

(5) 財政……会費

(6) 活動方針の骨格……活動領域とあり方

(7) 地協結成準備会の役割と任務

(8) その他必要課題

四、「地域組織確立委員会」における検討、協議と併行して県評センター、県友愛会議との連携・話し合いを進める。

そのため、三者による「話し合いの場」を設定する。

五、「確立委員会」は早急に発足し、一九九〇年六月末を目前に結論を得る。

六、「確立委員会」の結論にもとづき、「地域組織結成準備会」を発足させ、第一項のとおり、遅くとも一九九一年二月を目前に「地域協議会」を発足させる。以上

# ◇ソ連・東欧問題を考える(一)◇ D D R の 存 続 に 暗 雲

DDRでの「自由選挙」の結果について

不安はさらに拡大

ソ連・東欧の動向に、多くの仲間はイライラしていらつしやるに違いありません。友人の東欧問題の専門家は「身体の調子が悪くなっちゃいましたよ」と語ってくれましたし、コメコンの専門家のある学者は「私の四十年の研究はなんだったんだろうか」と嘆息していらつしやるとの話も耳にしました。

昨年来のソ連・東欧の動向は、このように日本の社会主義者、そして社会主義に理想を求めた多くの有識者にショックを与えました。なぜソ連・東欧の社会主義諸国がこれほど急速に動揺したのか。その原因は何かを追求することは私たちにとって緊急の課題です。しかし同時に、たいへん困難な課題でもあります。なぜって、直接、私たちが経験したことはではないからです。

本誌では第四二七号から九号にかけて「ペレストロイカへの期待と不安」と題し、ゴルバチョフ論文(「社会主義思想と革命的ペレストロイカ」)を中心に検討しました。期待よりも不安が全面に出た考察でしたが、その傾向がますます強まっているというのが昨今の状況です。

## ソ連・東欧—三つの焦点

現在、ソ連・東欧問題の焦点は三つです。第一は東ドイツの「自由選挙」とドイツ再統一のゆくえ、第二はソ連での大統領制導入に象徴される政治改革と経済改革、第三は東欧諸国の経済改革と政治動向です。以下この三点について、ペレストロイカの五年間がソ連・東欧に何をもたらしたのか、資本主義諸国の支配階級はソ連・東欧問題にどう対処しているのか考えてみたい。

## CUDが圧勝

東ドイツの昨年十月からの動きについては、よくごぞんじのはずです。その新たな段階を画するのが、三月十八日の「自由選挙」でした。投票率は予想の八〇パーセントを大きくこえる九三・三パーセント。その結果は——

ドイツ連合を構成するキリスト教民主同盟(CUD) 四〇・九パーセント、一六四議席。ドイツ社会同盟(DSU) 六・三二パーセント、二五議席。民主的出発〇・九二パーセント、四議席。得票率で四八・一五パーセント、議席で一九三を占めました。総議席数は四〇〇です。

他方、投票日前、第一党になるのではと予想されていた社会民主党(SPD)は二二・八四パーセント、八七議席。苦戦を予想されていた旧社会主義統一党の民主社会党(PDS)が一六・三三パーセント、六五議席。

「自由選挙」には前記の五政党の他、約二十の政党が名乗りを上げました。議席を得た諸政党は自由民主連合（ドイツフォーラム党、自由民主党、自民党の連合）五・二八パーセント、二一議席。同盟九〇（新フォーラム、民主主義をいま、平和と人権イニシアチブの連合）二・九〇パーセント、一二議席。民主農民党（DBD）二・一パーセント、九議席。緑の党・独立婦人同盟一・九パーセント、八議席。その他、国民民主党二議席、民主婦人連盟、統一左翼行動同盟、オルタナティブ青年リスト各一議席です。

#### DDRの諸政党は西独の系列化に

今度の選挙の特徴は四つでした。第一は東ドイツ成立後、初の「自由・秘密」選挙の性格をもっていたことです。第二は一九四九年十月に成立したDDR（ドイツ民主共和国）の存立基盤が問われたことです。第三は二十四政党が選挙戦に参加したことです。第四は「自由選挙」が西ドイツの演出でおこなわれたことです。

最後の点について必要なかぎりでふれます。西ドイツが選挙費用に百五十万マルク、日本円で六億七千万円投じたことと伝えられること、西ドイツ首相のコールが六度も東ベルリン入りしたことです。もっと顕著なことはDDRの諸政党が西ドイツの政党の系列化におかれたことです。たとえば西ドイツのCUD（キリスト教民主同盟）・CSU（キリスト教社会同盟）の傘下にDDRのドイツ連合、西ドイツのFDP（自由民主党）の傘下にDDRの自由民主同盟、西独SPD（社会民主党）の傘下にDDR社会民主党という具合です。西ドイツの諸政党から独立して選挙戦をたたかったのはPDSだけといっても過言ではありません。

こうした選挙戦の結果、CDUの圧勝、SPDの惨敗、PDSの善戦となったわけです。

#### DDR国民は早期統一へ選択

争点は二つ。統一問題と経済政策でした。まず統一問題について。圧勝したCDUの政策は西ドイツ基本法二三条による統一を主張し、安全保障については二〇〇〇年までの東ドイツを非軍事化し、政治安保システムを構築するというものです。SPDのそれは西独基本法一四六条による統一を主張し、安全保障については統一ドイツはNATOに残留しないというものです。PDSは政州統合の枠内で、両独国家連合をめざす。軍事同盟への加入には反対というものです。

次に経済政策。CDUは(1)社会市場経済、(2)共通通貨に西独マルク、(3)私有制導入を主張。SPDは(1)統一のため経済・通貨同盟の早期実現、(2)市場経済を主張。PDSは(1)土地所有など所有制改革承認、(2)社会・環境重視の市場経済を主張するといったものです。選挙の結果、CDUが圧勝したことは、東ドイツ国民が早期統一に支持を与えたこととなります。三月一九日付の各紙が「統一早期実現へ」と報じたのもこのゆえです。

#### 得意満面なコール西独首相

この選挙結果に、資本主義列強の指導者たちは思案顔です。得意満面なのはコール首相と彼の番頭である東ドイツCDUの党首だけといって過言ではありません。



コール首相は、「東独市民はドイツ統一に明確な支持を与えた。全ドイツ人にとり、幸福な瞬間」とコメントしました。また嬉しさ余ってでしょうか、「東独市民がすべての過激主義を嫌い、自由への道は社会主義への道ではないと判断したためだ。同時にまた、彼らは統一ドイツ実現へ向けて、西独とともに進もうという意志を明確にした」とも述べています。東独CDU党首は、「これが（東独として）最初で最後の選挙になる」との後に託宣です。統一をめざしコール首相と二人三脚をとるというわけですね。

西独SPD首脳は、「東独市民は一刻も早く豊かな社会を迎えたいと思っている、ということなのだろう。コール首相の約束が実現されるという保証はない。今後西独内でコール首相の「公約」をめぐり、いろいろ摩擦が起きてくるだろう」と将来に望みをつないでいますが、東独SPDは「東独国民は、より理性的な統一方法よりも早い統一への道を選んだ」とあきらめ顔です。

大敗を予想されたにもかかわらず善戦したPDSは「われわれの党刷新努力が評価された」との認識のうえに、「多くの有権者は東独の発展および両独の成長を真剣に考える者より『声の大きな者』に従ってしまったようだ。しかし、われわれは人民議会で建設的で強い野党、圧派の野党として活動していく」と今後の方向を語っています。

#### 複雑な諸外国の反応

諸外国の反応は複雑です。ソ連は「モドロウ首相はきわめて人気ある政治家であることが実証された」とPDSの健闘を最大限に評価。「東独選挙はこれまで見たなかで一番汚い選挙。選挙運動全体が西独のCDUとCSUによって管理されたものとなった」と不快感をあらわにしています。

イギリスは「統一は他の西欧問題の安全保障を脅かすものであってはならない」と「大ドイツ」への嫌悪感を隠していません。フランス政府首脳が十九日、コメントを発表しなかったのもそのゆえでしょう。ポーランドは、「コール西独政権の支援する保守に票が流れたことは今後、東独政治のかなりの部分がベルリンだけでなくボンによって決められることになる」と論評しましたが、東欧諸国も思いは同じはずです。アメリカは「この歴史的な出来事を東西ドイツ国民とともに祝う」と述べただけです。

なぜ保守のCDUが大勝したのでしょうか。三つの原因が報じられています。第一は依然として続いている人口流出（一日、三千人）に象徴される西独経済への崇拜です。コールの「公約」（東独マルクと西独マルクを一对一で交換できるとの約束）が拍車をかけたことです。第二は統一への期待が高いことです。第三は選挙が西独のカネと人によって管理されたことです。

こうした選挙の結果、今後、東西ドイツの「統一」が最大の課題にあることが予想されます。その手順は通貨同盟から統一の舞台づくりへです。

両ドイツの動向は世界政治にも大きな影響を与えずにはおきません。各国のこの問題についての考え方は、さきの選挙結果についてのコメントにも明らかですが、アメリカは等距離で国際機関を中心にゆくえを見守るとの立場なに対し、ヨーロッパ、東欧諸国は強いドイツに不安を隠してはおりません。統一問題は紆余曲折が予想されます。

## ◇ 読者からのおたより ◇

社会主義へのラブ・コール 昨年はやたらと何かが終わった年だ。「昭和」「自民党一党支配」「総評解散」「東ヨーロッパの共産党の民主化」そして、一九八〇年代の終わり。もつとも正確に言えば、二〇世紀が、二〇〇〇年までであり、二一世紀が二〇〇一年から始まるのと同じように、来年もまだ八〇年代であるのだが…。

一方で、当然始まるものもある。「平成」「連合政権協議」「新連合発足」そして「消費税」。みな今年にでもなくなつてほしいものばかりだ。そう、八〇年代の終わりと共にね…。

今、選挙で勝った社会党に対して、負けた（国民に支持されなかった）民社党・公明党が、イチャモンをつけている。社会党の基本政策である、非武装中立をやめる（安保・自衛隊を積極的に評価せよ）、原発反対をいうな e t c。もつと現実的になれと…。それらのタワゴトを、受けいれようとする社会党もだらしがないのだが。国民が社会党に求めたのは、消費税を廃止し、金権政治をなくす事だ。それには、共産党も含めて、全野党を社会党が中心となつてまとめていくしかない。

一方でポーランド・ハンガリーの民主化の動きは、共産主義の敗北であり、資本主義の勝利だとマスコミは書きたててる。じゃ資本主義がそんなにいいのかというと、私達の職場をみればわかる。残業を前提にした人員体制。日曜出勤して仕事をこなしても代休で結局はタダ働きのボランティア。そして一番の問題である、恒常的臨時職員を前提にした定員配置。同じ仕事をしながら、賃金・労働条件の差別、e t c。資本主義社会は決してバラ色でない。

ご送付ください 過日、総選挙のため、仕事を終え、千代田総支部へ行く途中、水道橋駅直営店「洞夢」（東京ドーム風をまねる）へ、何人か国労組合員がいるので寄りました。その中にWさんと言う方がいて、分会大会で副分会長に選出されたと言うことでいろいろ話をしていくと――①北海道から広域で来た。②分会運動があまりみえず、情報紙も配られず「どうにかしたい」と考えていた。（これが副分会長になった決意）③元社青同にいた。④「社会通信」をとりたい。誰か取っている人はいないか。以上でした。

私も仕事（大清水）で水道橋に行ったり、前分会三役とは親しくしていましたが、身近にWさんのような「同志」がいるとは思いませんでした。自分の活動域の狭さをつくづく反省させられました。よって本日労金へ振り込みましたので、左記へ送って下さい。

## ◇ 編集部だより ◇

▽東欧の激動が新たな段階に入った。東独、ハンガリーの自由選挙で、旧共産党が大幅に後退。社会主義が原点にもどったからだ。

▽春とともにソ連の動向も要注意。大統領制の導入は、権力の危機そのもの。ペレストロイカの思想も気になるところだ。

▽社会主義陣営の動揺で、何もしないで人気を高めているのが、ブッシュと海部。だが、両者の激突も必至。協調よりも競争が前面に出よう。日米構造協議がその象徴だ。